

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」
（別編〔基本計画 事項別推進状況〕（経済統計部分））

参考2

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況
4	第2 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度（2018年度）中に結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> （欠測値補完方法） 回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとする。なお、データ記録の区別については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとする。 また、欠測値補完に関して、EDINET等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握と体系的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報（有価証券報告書）等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととする。 さらに、学識経験者を交えた研究において、平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）の欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められた一方、対象とする過去データの範囲や新型コロナウイルス感染症下の大きな景気変動時期を含めた更なる検討が必要とされた。そのため、令和3年度（2021年度）も引き続き学識経験者を交えた研究を行い、大きな景気変動時期を含めた過去データの有効性等について検討を行っているところである。 （調査票の督促方法） 平成30年度（2018年度）から外部委託督促において、企業が集中している一部地域の督促を1日長く実施している。また、回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に記載している。
5		◎ 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。	財務省	令和元年度（2019年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 民間の会計ソフト会社に電子調査票の仕様を公開するとともに協力依頼を行った。また、電子調査票に会計ソフトから出力された回答データを自動で取り込む連携機能を追加することにより、報告者負担の軽減を図るとともに、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進した。 （連携機能については年次別調査は平成30年度（2018年度）下期調査から、四半期別調査は平成31年（令和元年（2019年））4-6月期調査から実装）
7		◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。	財務省	令和4年度（2022年度）までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高や雇用者数等による層化抽出を行なうためには、母集団名簿に売上高や雇用者数等に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計で使用している母集団名簿には、これらの情報が含まれていない。層化抽出を行なうためには売上高や雇用者数等に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。しかしながら、法人企業統計調査と事業所母集団データベースにはかい離が生じているため、総務省と協力して、令和3年度（2021年度）末までにかい離を改善するための方策を検討することとしている。令和3年度（2021年度）は、総務省において経済センサス-基礎調査結果を事業所母集団データベースに反映した。なお、法人番号公表サイト情報から追加した約160万法人については、経済センサス-基礎調査結果等を用いた分析を実施。今後、総務省と協力してその結果を踏まえた検討を行う予定。
8		○ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認された場合には必要な改善策を早期に検討する。	国土交通省	必要な改善策の検討を行い、令和元年度（2019年度）中に結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 検討の結果、補正率の見直しを行うこととし、国民経済計算体系的整備部会（第22回：令和2年（2020年）6月8日）へ報告の上、改善を実施（令和2年（2020年）6月17日公表）した。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
12		○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭サービスの把握の可否については、葬儀サービス及び結婚式場サービスについて、関係団体の協力を得て市場動向や、実査可能性等を検討するとともに、有識者の意見等を踏まえ、次期基準改定において、葬儀料を新たな品目として採用することとした。令和元年(2019年)8月に統計委員会(国民経済計算体系的整備部会)に報告。平成30年度(2018年度)統計法施行状況に関する審議結果報告書(令和元年(2019年)9月30日統計委員会)において、適当との結論を得た。 インターネット販売価格については、近年の消費者のインターネットを利用した購入割合の状況や有識者の意見を踏まえ、次期基準改定において、テレビなどの教養娯楽用耐久財及び旅行サービス(航空運賃、外国バック旅行費、宿泊料)についてインターネット販売価格を採用することとした。令和元年(2019年)8月に統計委員会(国民経済計算体系的整備部会)に報告。平成30年度(2018年度)統計法施行状況に関する審議結果報告書(令和元年(2019年)9月30日統計委員会)において、適当との結論を得た。
13		○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年(2018年)3月及び同年7月に統計委員会(国民経済計算体系的整備部会)に報告するとともに、同月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表した。また、直近の住宅・土地統計調査を用いて借家家賃の経年変化率を試算し、令和3年(2021年)2月に統計委員会に報告し、適当との結論を得た。なお、本分析結果を取りまとめ、令和3年(2021年)8月の消費者物価指数2020年基準改定時に参考資料として公表した。
24	イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会における精度検証結果や平成30年度(2018年度)に実施した試験調査の結果等を踏まえ、調査の名称を補正調査から建築工事費調査に変更するなど補正調査を全面的に変更する調査計画を申請し、令和2年(2020年)2月7日に総務大臣の承認を受け、令和3年(2021年)1月より建築工事費調査へ移行した。 一方、調査方法の変更に伴う作業の遅れ等から調査票の配布が遅れたため、状況把握後速やかに統計委員会へ報告(令和4年(2022年)3月28日)を行った。 統計委員会の諮問を経て調査計画を変更の上、速やかに調査を開始予定。
25		◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計(建設総合統計)に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。	国土交通省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 工事進捗率パターンについて、建設工事進捗率調査の結果を踏まえ、補正率の見直しを行い、国民経済計算体系的整備部会(第22回:令和2年(2020年)6月8日)へ報告の上、建設総合統計に反映(令和2年(2020年)6月17日公表)した。令和3年(2021年)1月から新調査へ移行した建築工事費調査の結果を踏まえつつ、建設工事費進捗率調査への反映の方法について検討中。
38	(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	○ 経済センサス-活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるKAU概念の導入の可否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。	総務省、関係府省	令和4年度(2022年度)までに一定の結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究(「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究)において、諸外国(米国、英国、カナダ)における調査単位の設定方法、調査単位と法的単位等の関係、調査単位の分割の有無などの実態を把握し、平成31年(2019年)3月に報告書を取りまとめた。 その後、令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合(令和4年(2022年)3月)において、これまでの検討状況を整理し、報告するとともに、次期基本計画に向けた検討の方向性について、情報共有したところ。
39		◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査(拡大調査部分)及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、経済産業省	令和元年度(2019年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 商業統計調査、サービス産業動向調査(拡大調査部分)及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設し、令和2年度(2020年度)に2回目の調査を実施した。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
40		◎ 経済センサス - 基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。	総務省	令和元年度(2019年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年(2018年)12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年(2019年)6月から令和2年(2020年)3月までの間で順次調査を実施し、令和2年度(2020年度)中に全ての結果の公表を完了した。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者(プロファイラー)として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を開始した。
41		◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、経済産業省	令和元年度(2019年度)から同時実施し、令和4年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 工業統計調査(令和元年度(2019年度)から経済構造実態調査と同時・一体的に実施)の経済構造実態調査への包摂について、令和2年(2020年)3月に立ち上げた有識者を交えた「経済構造実態調査検討会」や都道府県との意見交換を実施の上、令和4年(2022年)調査から経済構造実態調査の製造業事業所調査として実施するといった整理をし、令和3年(2021年)3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。
42		◎ 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス - 基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、経済産業省	令和2年度(2020年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 中間年経済構造統計の中心となる経済構造実態調査については令和2年(2020年)3月から、同時・一体的に実施した工業統計調査については令和2年(2020年)2月から順次令和元年(2019年)調査結果を公表し、いずれも令和2年度(2020年度)中には全ての公表を完了した。【総務省及び経済産業省】 経済センサス - 基礎調査については、令和元年(2019年)調査結果を令和2年度(2020年度)6月及び12月に公表し、令和2年度(2020年度)中に全ての公表を完了した。【総務省】 レジスター統計(仮称)について、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を行い、レジスター統計(試算値)として、令和元年次(2019年次)情報の集計結果を令和3年(2021年)6月に統計局HPへ掲載した。また、令和2年次(2020年次)情報の集計結果を令和4年(2022年)3月に統計局HPへ掲載した。【総務省】
43		◎ 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。	総務省、関係府省	令和元年度(2019年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究(「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究)において、諸外国(米国、英国、カナダ)におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年(2019年)3月に報告書を取りまとめた。 その後、令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第2回会合(令和3年(2021年)2月)において、総務省・経済産業省より令和4年(2022年)以降の経済構造実態調査の実施方針が示され、この中で、従来、一部の産業を調査対象外としていた甲調査について、これを見直し、全産業の法人企業を対象とする産業横断調査とすることについて説明があった。【総務省(政策統括官)】 中間年経済構造統計の作成を目的とした経済構造実態調査について、経済センサス - 活動調査との更なるシームレス化による充実を図るため、令和4年(2022年)調査から、法人企業を対象とする経済構造実態調査(甲調査)の調査対象範囲を全産業に拡大し、経済構造実態調査(産業横断調査)として、法人企業ベースで経済センサス - 活動調査と同様に全産業の年次統計の作成・提供が可能となるよう調査計画を見直し、令和3年(2021年)3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。また、その調査結果については、産業横断的に共通的な事項を、事業所母集団データベースに登録することとしている。【総務省(統計局)及び経済産業省】

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
44		◎ 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討する。	総務省、関係府省	令和元年度(2019年度)以降の可能な限り早期に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究(「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究)において、諸外国(米国、英国、カナダ)における統計作成やビジネスレジスターの整備に利用している行政記録情報の種類、内容、調査単位との関連付けなどの実態を把握し、平成31年(2019年)3月に報告書を取りまとめた。 その後、令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第2回会合(令和3年(2021年)2月)において、総務省・経済産業省より令和4年(2022年)以降の経済構造実態調査の実施方針が示され、この中で、従来、一部の産業を調査対象外としていた甲調査について、これを見直し、全産業の法人企業を対象とする産業横断調査とすることに説明があった。【総務省(政策統括官)】 中間年経済構造統計の作成を目的とした経済構造実態調査について、経済センサス-活動調査との更なるシームレス化による充実を図るため、令和4年(2022年)調査から、法人企業を対象とする経済構造実態調査(甲調査)の調査対象範囲を全産業に拡大し、経済構造実態調査(産業横断調査)として、法人企業ベースで経済センサス-活動調査と同様に全産業の年次統計の作成・提供が可能となるよう調査計画を見直し、令和3年(2021年)3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。【総務省(統計局)及び経済産業省】
45		○ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別(事業所別)の付加価値等の推計手法を検討する。	総務省	令和2年度(2020年度)までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別(事業所別)の付加価値等の推計手法について、令和元年度(2019年度)に引き続き、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施し、令和2年度(2020年度)までに推計手法について一定の結論を得た。なお、推計結果はレジスター統計(試算値)として、令和3年(2021年)6月に統計局HPへ掲載した。
46		◎ 令和3年(2021年)経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和4年(2022年)調査の企画時まで一定の結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 経済構造実態調査については、統計委員会における答申(諮問第113号の答申:中間年における経済構造統計の整備について)において、SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、令和4年(2022年)以降の調査の調査範囲や調査事項等の見直しなどについて検討することとされたことから、令和2年(2020年)3月に立ち上げた有識者も交えた「経済構造実態調査検討会」において、令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の承認状況も踏まえつつ、令和4年(2022年)以降の調査のあり方について検討を行った上で、調査事項の変更や、調査対象範囲の全産業化等を含む調査計画案を整理し、令和3年(2021年)3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。
47		○ サービス産業動向調査(月次調査部分)及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	遅くとも令和4年(2022年)末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会国民経済計算体系的整備部会QEタスクフォース会合や関係府省における検討状況を踏まえつつ、サービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査との関係整理に向けた方向性について、有識者による研究会(総務省主催、経済産業省オブザーバー)を令和3年(2021年)10月から開催し、検討を進めているところ。【総務省及び経済産業省】
48		○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度(2022年度)までに一定の結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第2回会合(令和3年(2021年)2月)において、事務局からこれまでの取組状況や今後の検討の方向性について、総務省・経済産業省から令和4年(2022年)以降の経済構造実態調査の実施方針(案)について、それぞれ報告と情報共有が行われた。また、第3回会合(同年2月)において、総務省・経済産業省から経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の一体的実施に係る現時点の検討状況について報告と情報共有が行われた。
49		○ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度(2022年度)までに一定の結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究(「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究)において、諸外国(米国、英国、カナダ)におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年(2019年)3月に報告書を取りまとめた。 今後、令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。
50		○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努める。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業活動指数では、令和2年(2020年)4月の2015年基準への切り替えにおいて、サービス産業動向調査から9業種(拡充3、切替6)を採用し、指数精度向上等、有用性を高める対策を講じた。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
51	(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	◎ 経済センサス-基礎調査をローリング調査や独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。	総務省	令和元年度(2019年度)から実施(初回のローリング調査は2年(2020年)年央までに実施)する。	<ul style="list-style-type: none"> 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス-基礎調査について、平成30年(2018年)12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年(2019年)6月から令和2年(2020年)3月までの間で順次調査を実施し、令和2年度(2020年度)中に全ての結果の公表を完了した。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者(プロファイラー)として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を行っている。 これらを踏まえて整備した母集団情報(令和元年(2019年)次フレーム)の提供を令和3年(2021年)3月から開始した。
52		○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 経済構造実態調査、工業統計調査、科学技術研究調査、経済センサス-活動調査、経済センサス-基礎調査(新規把握事業所)等において法人番号を把握。【総務省】 法人企業統計調査において、調査票に法人番号欄を追加し、調査対象法人の法人番号の把握を行っている。【財務省】 各種調査について、調査計画の変更を行う際、法人番号の把握が可能となるよう調査票の設計を変更している。【経済産業省】
53		○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度(2021年度)において、2020年農林業センサスの結果から、一戸一法人、一戸一法人以外の法人、非法人の団体経営体の情報を事業所母集団データベースに登録した。 建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報については、平成30年度(2018年度)において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。令和元年度(2019年度)からデータ提供を受け事業所母集団データベースに登録する予定。
54		○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計(注)の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 (注)事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団データベースに格納する統計調査については、令和元年(2019年)から実施している経済構造実態調査の結果を格納するなどの範囲拡充を行った。 法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報等の活用については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業(プロファイリング対象企業)に統計センターの職員を専任の担当者(プロファイラー)として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備(合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など)を令和元年(2019年)から開始した。 レジスター統計(仮称)については、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を行い、レジスター統計(試算値)として、令和元年度(2019年度)情報の集計結果を令和3年(2021年)6月30日に統計局HPへ掲載した。また、令和2年度(2020年度)情報の集計結果を令和4年(2022年)3月に統計局HPへ掲載した。【総務省】 総務省主催の研究会に参画・協力の上、情報収集・検討等を実施。今後、結論を得られた取組から、各統計調査への具体的な適用について検討の上で実施する。【経済産業省】
55		○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。	総務省、財務省	令和3年度(2021年度)末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 法人番号公表サイト情報から約160万法人を加え、かい離を包含した約350万法人を収録した母集団情報を名簿として経済センサス-基礎調査を実施し、その結果を事業所母集団データベースに反映した。なお、当該160万法人については、経済センサス-基礎調査結果等を用いた分析を実施。
56		○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)経済センサス-基礎調査及び令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の名簿となる母集団情報にこれまでデータベースに登録していなかった約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加するなど、専従の役員・労働者等が存在しない法人も事業所母集団データベースに登録・提供する予定。
57		○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 月次で更新される労働保険情報及び法人登記情報の更なる有効活用を踏まえ、事業所に直接照会して活動状態等を把握する業務をより効率的・効果的に行うことで、事業所母集団情報の精度向上を図ることとする。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
58		○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。	総務省	令和3年度(2021年度)末までに結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 年次フレームに含まれる情報の充実については、主要企業の情報更新の拡充などに対応するため、令和元年(2019年)から実施している経済構造実態調査の結果の格納や、約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加しての令和元年(2019年)経済センサス-基礎調査結果の格納、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業(プロファイリング対象企業)に統計センターの職員を専任の担当者(プロファイラー)として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備(合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など)などの取組をすでに実施。 さらに、今後、令和3年(2021年)経済センサス-活動調査における法人番号等の結果の格納を予定しており、一層の有用性を高めるための取組を順次実施しているところ。 なお、今後、令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて報告及び情報共有を行う予定としている。
59		○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、令和元年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。	関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 本事項については、平成30年度統計法施行状況に関する審議において、以下の措置を採ることが望まれると指摘された。 <ol style="list-style-type: none"> 関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ること。 関係府省においては、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施すること。 総務省においては、ガイドラインの適用状況等について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討すること。 これらの指摘事項については、令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ等の場を通じて、今後、検討していく予定。【総務省(政策統括官)】 経済センサス-活動調査について、改定後のガイドラインについては、令和3年(2021年)調査から適用。 経済構造実態調査及び工業統計調査について、改定後のガイドラインについては、軽減税率が導入された令和元年(2019年)を対象年とする令和2年(2020年)調査から適用したところ。【総務省(統計局)及び経済産業省】 サービス産業動向調査について、改定後のガイドラインについては、令和元年(2019年)10月分速報結果(12月27日公表)から対応しているところ。【総務省(統計局)】 薬事工業生産動態統計調査については、生産金額、出荷金額、月末在庫金額について、従前から消費税額込みの金額を集計しているが、消費税率変更に伴い、令和元年(2019年)10月以降の月報は消費税額10%込みの金額を計上し、集計している。【厚生労働省】 経済産業省企業活動基本調査については、平成30年(2018年)調査及び平成31年(令和元年・2019年)調査を活用して、税込み集計について一定の条件により集計の可能性を検討し、令和2年(2020年)調査の速報公表(令和3年(2021年)3月31日)から改定後のガイドラインを適用した集計を実施、併せて平成30年(2018年)調査及び平成31年(令和元年・2019年)調査についても同様に実施した。なお、令和4年(2022年)調査以降は、法人企業統計調査と同様、決算値を集計・公表する予定。 中小企業実態基本調査については、令和2年(2020年)調査の速報公表(令和3年(2021年)3月30日)から改定後のガイドラインを適用した集計を実施し、令和3年(2021年)調査の速報公表(令和4年(2022年)3月下旬)も引き続き、同ガイドラインを適用した集計を実施。 なお、令和4年(2022年)調査以降は、法人企業統計調査や経済産業省企業活動基本調査と同様、決算値を集計・公表する予定。【経済産業省】
60		○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、令和8年(2026年)経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合(令和4年(2022年)3月開催)において、①報告者負担の軽減の観点から、報告者が記入しやすい方法を選択できる現行の方法を維持することが適当ではないか、②令和5年(2023年)10月にインボイス方式の導入により報告者の回答方法(税込か、税抜か)に変化が生じる可能性がある点に留意が必要ではないかといった点について、情報共有したところ。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
61		○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。	総務省、関係府省	令和4年度(2022年度)までに実施する。	・ 本事項については、項目第2-1-(2)の「企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別(事業所別)の付加価値等の推計手法」の検討状況を踏まえ、検討を行う予定。 その後、令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。
62		○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間(無期・有期)の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。	総務省、関係府省	令和3年(2021年)経済センサス-活動調査の企画時期までに実施する。	・ 令和元年(2019年)11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合(令和4年(2022年)3月開催)において、経済センサス-活動調査における労働者の区分がガイドラインに沿った整理となっていることを確認した上で、今後のガイドラインの見直しの方向性について、情報共有したところ。ガイドラインの見直しの方向性について、WG構成員から提出された意見等を踏まえ、引き続き検討を進める。
94	2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (4)農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	◎ 農林業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。	農林水産省	2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。	・ 新たに団体経営体(これまでの組織経営体に一戸一人法人を加えたもの)の労働力を個人経営体(これまでの家族経営体から一戸一人法人を除いたもの)と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の項目を追加し、令和2年(2020年)2月1日現在で2020年農林業センサスを実施し、令和2年(2020年)11月に結果の概数値、令和3年(2021年)4月に確定値を公表した。
95		◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 令和元年(2019年)調査から、担い手層のデータを充実させ、経営政策に活用できるよう、規模階層別の区切りを大規模層で増加させ(個人経営体と法人経営体とで区切りを基本的に共通化させ)、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層と法人経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、法人経営体の企業会計と同様に、農業以外の農業生産関連事業等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。
96		○ 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 令和元年(2019年)の調査から、担い手層のデータを充実させるため、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層等と会社経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、会社経営体の企業会計と同様、加工、民宿、遊漁等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。
97		○ 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、(産地)卸売市場を経由しない流通の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。	・ 平成30年度(2018年度)の調査において、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、①(産地)卸売市場を経由しない流通について、生産者、漁業者に対する調査を実施することにより、流通経路別(販売形態別)(直売、小売業への直接販売等)に、生産者受取価格の割合を把握。②小売段階調査においては、個人店だけでなく量販店等を加えることにより調査対象を大幅に拡充することで、より正確な実態を把握した。
98		○ 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先ごと及び出荷先ごとの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額を把握することなどを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。	・ 平成30年度(2018年度)の調査において、各段階における流通経費等を把握するため、各流通段階での取引金額等を調査項目に追加した。 また、近年拡大傾向にある集成材について、その材料となるラミナの入手方法の細分化、国産材の新たな建築方法であるツー・バイ・フォーの現状を把握するため、枠組壁工法住宅用部材組立工場の流通、木質バイオマスエネルギー燃料となる端材の処理方法などの項目を新たに追加し、実査を行った。
99		◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年(2016年)経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進する。	農林水産省	令和元年度(2019年度)までに結論を得る。	・ 平成30年(2018年)11月27日に平成28年(2016年)経済センサス-活動調査の個票の提供を受け、2015年農林業センサスにおける法人経営体との名寄せを行い、令和元年度(2019年度)中に集計表を作成・分析し、結果の公表を行う予定であったものの、名寄せ結果の精査に時間を要し、集計表の作成に至らなかった。 このため、令和2年度(2020年度)に平成28年(2016年)経済センサス-活動調査の個票の利用延長を申請し、売上(収入)金額1位の事業別経営体数、資本金等の規模別経営体数などの集計について、引き続き集計表の作成・分析を行い、令和2年(2020年)9月に結果を公表した。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
100		◎ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。	農林水産省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 経営統計調査については、令和元年(2019年)調査から調査対象区分を「個人経営体」と「法人経営体」に再編したことで、生産費調査の「個別経営体」及び「組織法人経営体」の区分と異なることとなっていた。令和4年(2022年)調査に向け、生産費調査の区分について再検討した結果、利活用上の支障を考慮しこれまでと同様の区分で調査を継続することとした。(令和4年(2022年)調査について、総務大臣への調査計画の変更申請を行い、令和3年(2021年)8月に承認済。)
101		◎ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度(2018年度)に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。	農林水産省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。	・ 令和4年(2022年)調査に向けた検討の中で、利活用上必要であることを確認したことから、本調査事項を引き続き把握することとした。(令和4年(2022年)調査について、総務大臣への調査計画の変更申請を行い、令和3年(2021年)8月に承認済。)
102		◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。	農林水産省	全国調査を実施したものから順次実施する。	・ 全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の収穫量と作付面積の増減割合の比較・検討を実施しているところである。これまで、全国調査を実施した品目については、主産県と非主産県の動向が著しくことなるものはなかったところ、引き続き、全国調査を行った品目については検証を行い、動向が著しく異なる場合は他の推計方法を検討するなどの精度向上を図る。
103		◎ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の利活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、検討に着手する。	農林水産省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 政策担当部局と調整し、「令和2年木材需給報告書」(令和4年(2022年)刊行予定)から、木材統計調査結果、木材流通統計調査結果、特用林産基礎資料及び木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果等の情報を一体的に提供する予定。
104	(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	○ 廃棄物等循環利用量実態調査については、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把握方法の精緻化について引き続き検討する。	環境省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 廃棄物等に関するデータの精度向上及び公表の迅速化について、「循環利用量調査改善検討会」を開催し、検討を行ってきた。迅速化については、一部の廃棄物等について発生量を推計することなどにより、一定の成果を得たことから、近年では精度向上に主眼を置いて検討を行っている。 平成30年度(2018年度)は検討会を3回開催、作業部会を2回開催し、これまで廃棄物等の「等」の発生量の算出のために活用してきた「産業分類別の副産物(産業廃棄物・有価発生物)発生状況等に関する調査」(経済産業省)の休止を受けて、平成28年度(2016年度)から行なっていた業界団体統計資料等を利用した算出方法の検討を引き続き行い、平成30年度(2018年度)において新たな算出方法として確立した。また、新算出方法を用いて、平成27年度(2015年度)実績値に遡って発生量の再算出を行った。 令和元年度(2019年度)は基礎的審査導入計画を策定し、審査等の内容を示すドキュメントを整備した。 令和2年度(2020年度)は検討会を3回実施し、一般廃棄物の品目別案分比率の見直し、産業廃棄物の循環利用量案分比率の見直しを行った。また、精度向上に向けた未把握量等に関する課題の整理を行った。 令和3年度(2021年度)は検討会を3回実施し、引き続き一般廃棄物の品目別案分比率の見直し、産業廃棄物の循環利用量案分比率の見直しを行った。また、精度向上に向けた統計資料の体系的整理を行った。
105		○ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。	資源エネルギー庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。	・ エネルギー消費統計は、平成27年度(2015年度)実績調査から、委託研究により得られた方策((i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入など)を採用し実施している。これらの効果の検証は委託研究によって継続的に行っており、安定的な時系列変動に一定の効果をもたらしていることを確認している。一方で、これまでの検証によって浮彫となった課題への対応及び基幹統計とする場合の状況として足り得るかといった視点も含め、精緻な総合エネルギー統計への組み込みに資するため、令和3年度(2021年度)は、エネルギー消費統計の精緻化に向けた検討(業種別、燃料種別、業種別×燃料種別のエネルギー消費量の時系列分析、母集団推計方法の再検討、従業者規模の小さい区分の推計方法の検討)、総合エネルギー統計の精度向上に向けた検討(燃料消費における「原料用」消費の検証、「原料用」消費量の調査項目追加の検討)等を実施。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
106	(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	◎ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度(2017年度)に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通省	令和2年度(2020年度)から実施する。	・ 自動車輸送統計調査について、貨物営業用自動車については、①事業所票の廃止、②自動車登録ファイル(車検データ)等を用いた報告者の選定方法及び推計方法(比推定の導入)の見直し、旅客営業用自動車については、③乗合バスの調査区分の細分化、④報告者の選定方法(車両単位で抽出→事業所単位で抽出後当該事業所が車両を選定)及び輸送人キロの推計方法の見直し、全体として、⑤品目別、都道府県別輸送量等の集計事項の充実、⑥速報の公表、⑦政府統計オンライン調査総合窓口(e-Survey)の導入等、調査計画を変更し、令和2年(2020年)4月から変更後の計画に基づく新調査を開始した。
107		◎ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCS(注)データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。 (注) 輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 港湾調査について、①貨物形態別集計等の集計事項の充実、②政府統計オンライン調査総合窓口(e-Survey)の導入、③主要港に限定した速報値の公表及び④調査対象港湾等、調査計画を変更し、令和2年(2020年)1月から変更後の計画に基づく新調査を開始した。 また、毎年開催している基幹統計調査「港湾調査」に関する打合せ会議等において、行政記録情報の活用について一層の推進を図っている。
108	(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	◎ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をよりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	令和5年(2023年)法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。	・ 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度(2018年度)に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度(2019年度)から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度(2019年度)に第1回調査を実施した。令和3年度(2021年度)には第3回調査を実施し、令和4年(2022年)3月に集計結果を公表した。
109		○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度(2018年度)に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度(2019年度)から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度(2019年度)に第1回調査を実施した。令和3年度(2021年度)には第3回調査を実施し、令和4年(2022年)3月に集計結果を公表した。引き続き、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。
110	(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年(2018年)1-3月期分から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、クルーズ船利用の拡大等旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度(2018年度)から実施する。	・ 従来、供給側統計である「宿泊旅行統計調査」を用いて推計していた地域観光統計について、需要側統計である「訪日外国人消費動向調査」及び「旅行・観光消費動向調査」を柱とする新たな推計手法の開発を行った。平成30年(2018年)から、訪日外国人消費動向調査及び旅行・観光消費動向調査において、都道府県別の旅行者数及び旅行消費額より正確な把握のため、サンプルの拡充や調査票の改善等を行っており、それらを反映した調査結果を用いて新たに地域観光統計の試算を行い、そのデータの精度等を検証した上で、推計手法を確定させた。また、訪日外国人消費動向調査では、平成30年(2018年)からクルーズ船利用客を調査の対象に加え、調査結果を旅行消費額の公表値に反映している。
111		○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。	・ 宿泊旅行統計調査については、新たな層化基準の検討やデータの検証等を行い、推計方法の確立に向けた課題について検討を行った。今後も、データの検証等を含め、統計の安定性や精度の向上に向けた検討を引き続き進める。 旅行・観光消費動向調査については、令和2年度(2020年度)よりオンライン調査システムを用いた回答を可能として実査を行っている。引き続き、回収率向上や精度確保の可否について検証した上で、現行の統計法上の位置付けについて検討を行う。
112		○ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。	・ 訪日外国人消費動向調査については、平成30年(2018年)からサンプルを大幅に拡充した地域調査を開始し、都道府県別の訪問率、平均泊数、1人当たり旅行中支出等の調査結果の精度向上を実現した。また、地域調査の結果の精度については、地域観光統計の新たな推計と合わせ、検証を行った。この検証結果を踏まえ、今後、調査地点やサンプルの拡充等、更なる精度向上に向けた取組の検討を進めていく。

通番	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和3年度(2021年度)末時点の検討状況又は進捗状況
113	3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ SDDSプラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。	財務省、内閣府	令和3年(2021年)4月までに実施する。	・平成28年(2016年)4月にSDDSプラスに参加した後、毎年6月に関係省庁で連絡会議を開催するなど、関係省庁等で協力しつつ対応を進めている。四半期の部門別バランスシート及び一般政府債務については、平成30年(2018年)4月に公表を開始済み。一般政府収支は、令和3年(2021年)4月16日に公表開始。
114		○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。新しい情報源の活用可能性の検討については、令和2年度(2020年度)から実施する。	・令和2年(2020年)3月に国連統計委員会で承認されたSDGグローバル指標の包括的見直しによる新たな枠組みに基づき、令和3年(2021年)6月のSDGs推進本部幹事会において新たに7指標の作成方法等を、同年12月の同幹事会において新たに11指標の作成方法等を、それぞれ決定した。これら計18指標を含め、算出値の更新等があった指標のデータを、外務省ホームページ(JAPAN SDGs Action Platform)において公表している。これにより、全248指標のうち156指標のデータが公表済みとなった。 また、「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の下、地球環境や気象等の観測データを活用した統計作成や分析を促進することを目的に設置された「観測データ利活用検証WG」において算出方法等の検証を実施していたSDGグローバル指標15.4.2について、検証結果をレポートに取りまとめ、総務省ホームページで公表するとともに、令和3年(2021年)8月からはSDGグローバル指標11.3.1の検証作業に着手している。
117		○ 輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、ユーザーニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。	財務省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・当該措置については、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難な状況。今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。 ただし、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続の円滑な実施に支障が出ないよう、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、統計情報の機密性が担保された環境において作業が実施されることが前提となる。 貿易統計については、これまでもユーザーニーズを踏まえ提供情報の充実に努めてきたところ、更に利便性を向上させるため、令和元年(2019年)6月に貿易統計ホームページのリニューアルを実施し、また令和元年度(2019年度)中にe-StatのDB化を実施・完了した。
118		○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の届出情報(企業名、住所等)等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・外国為替及び外国貿易法の届出情報である行政記録情報の活用については、財務省から目的外利用、個別企業情報守秘の観点から提供は困難である旨の回答があったため、海外事業活動基本調査において母集団名簿に活用することは困難な状況。
119		○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所(SIAP)の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・①8府省から延べ90人の職員が42の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った(Web会合含む)。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により国際機関等への職員の派遣が困難な状況であったものの、3府省が4の国際機関・国等に延べ4人の職員を派遣した(テレワークによる派遣を含む)。 ③新型コロナウイルス感染症の影響により諸外国からの政府職員の派遣が困難な状況であったものの、1府省が11か国から延べ19人の研修生を受け入れた(テレワークによる受入を含む)。 ④SIAPに対して、昭和45年(1970年)の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力を行っており、令和3年度(2021年度)については新型コロナウイルス感染症の影響により対面研修は実施できなかったものの、オンラインでの研修を実施し、79か国(地域等)、合計3,093名に対して研修を実施した。
120		○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。	・各種の統計に関する国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を府省等間において緊密に報告・連絡し合うとともに、国際協力の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、各府省等の課長補佐級の会議を定期的で開催しているほか、随時の情報共有を行っている。また、令和3年度(2021年度)に、総務省において、「公的統計の国際比較可能性に関する調査研究」を実施した。